

地球上の生物のための環境法

松 井 志菜子*

Environmental law for the living thing on the earth

Shinako MATSUI*

Key words : 自然の秩序と調和、生命倫理と人類の叡智、地球環境問題

1 地球環境問題を考えるに当たって

地球環境問題を取扱う論文を書きたいと思いつき随分と時間が経った。その間、様々な分野の専門家の書物を読んだ。自然環境破壊の問題への取組みは、その規模、その深刻さから一刻の猶予もない。

地球環境問題を考えるには、国際会議や各事業団体を統括する機関の存在が不可欠である。生化学の立場、動植物の生態からの研究、生命倫理の立場、経済学や法学の立場、産業や諸工業の企業家からのアプローチ、医学的な見解、政治的、外交的、政策面からの意見、様々な立場、多様な側面から、世界各国、各地域の利害関係を越え、多くの分野の人々の叡智を出し合い、議論や討論を尽くし、決定したことを実行し、その成果を検証していかなければならない。

専門的法的側面からのアプローチとして国際私法の立場から国境を越える涉外的事案として不法行為や債務不履行の面から採り上げるか、刑罰や罰則を含めた地球環境問題に対する喚起を促す規制方法など様々な構想がよぎった。しかし、このアプローチはどこか欠けていると感じた。

2 Silent Spring の哲学

そこで原点に戻り、Rachel Carson の著書「Silent Spring」を読み直した。また長崎浩氏の「思想としての地球 - 地球環境論講義」に出会った。そしてこの地球環境問題は哲学であると気付いた。

宇宙の不思議に思いを馳せる私は、アインシュタイン博士や宇宙物理学者で

原稿受付：平成17年5月19日

*長岡技術科学大学経営情報系

あるスティーブン・ホーキング博士の考え方、宇宙に浮かぶ地球を見た飛行士達が感じた宇宙観、地球観を哲学であると確信した。つまり地球環境問題は、地球規模、人類全体の問題として、大きく長い目で捉えなければならない問題である。それぞれの分野毎の思考や取組みは、その大きな課題のもとに細分化された役割分担の一角でしかない。

人は知能を持ち、様々な道具を作り、人にとってより快適な生存維持の方法を考えてきた。沢山の発明や改革をし、より快適な便利な日々の暮らし実現に努力してきた。人も動物である。各動植物はその種の保存のために、それぞれ驚異的な進化を遂げている。そして自然の生態系は、ある時には右に振れ左に振れ、またある時には前後左右に振れ、微妙にバランスを保ってきている。しかし、そこは厳しい弱肉強食の世界、気候変動の大きな厳しい世界でもあった。

3 自然界のバランス

今、地球温暖化問題や大気汚染問題の中で、二酸化炭素CO₂などの温室効果ガスが話題となっている。CO₂は多くの植物の光合成など自然界には不可欠のものである。

では何が問題なのか。

人間が自然環境の秩序や調和を人為的に変えていることである。海洋や河川の汚染、大気汚染も、人が自然界の自然治癒力を遥かに超え、大量生産、大量消費、大量廃棄をした結果、自然界のバランスを崩していることに起因している。

そして私たち一人一人が、自然環境の破壊は、間違いなく、すべての地球の生物の生命に影響することに気付かなければならない。これ以上、自然環境の破壊が進むと地球に生き物が生存できなくなる日が遠からず来るであろう。

食物連鎖を考えれば一目瞭然である。自然界に生命維持を妨げる物質があれば、それを栄養に生きる小動植物、その小動植物を餌とする動植物、果ては汚染物質を蓄えた動植物を食す人類の生命（いのち）に係わってくるということである。

人が捨てた汚物毒物は食物連鎖によって人間自身に還元する。食物連鎖、生物濃縮、蓄積性汚染と生物の生命は食物を通じて連鎖し、そこに微量に含まれた化学物質の毒性が濃縮、蓄積され、毒物の連鎖に繋がる。それは種を越え世代を越えて、永遠に繰り返され、連鎖の鎖が途切れることはない。

地球環境破壊の原因を作り出した人間は、みずから高等動物と呼ぶ人間である。自然破壊を食い止め、自然界のバランスを取り戻すため、知恵を絞り、こ

れ以上の破壊を食い止め、失われた自然を少しずつでも回復していく他ない。

キリバスやツバルの水没やアラスカ州のシシュマレフ島の浸食、ヨ - ロッパ始め、世界各地の洪水、それらの気候現象を起こす原因は単純ではないであろう。しかし地球温暖化が進み、氷河や雪が大量に溶けたら、今、起こっている深刻な事態は、地球のあちらこちらで起こることは間違いないであろう。人々が暮らす土地が海に沈む。他の地に移住して解決する問題ではない。深刻な問題である。そして地球が汚れて住みにくくなったときのために地球を脱出して月や木星に、あるいは、宇宙空間に居住区を求める。未来科学小説としては興味深い発想であるが現実的ではない。地球のすべての生物が新たな地へ移動できる訳がない。

もちろん科学技術の研究実験としての宇宙科学へ向けた探究は大いに賛成である。しかし汚し放題に汚し、住めない地球にして、一部の人が生き延びようという発想はとんでもないエゴであるし、そんな人間の浅知恵に、神が存在するならば脱出前に人類滅亡の審判が下されるであろう。

4 地球市民ひとりひとりの努力

日本人は、第2次世界大戦後、皆が頑張って働き、国を建て直してきた。確かに産業は発展し、世界でも有数の工業先進国にもなった。しかし地球には飢餓や病気、貧困、戦争、暴力に苦しむ人々がいることを忘れていないだろうか。

クーラーや暖房の効いた快適な部屋の中で地球環境問題を議論し、食べ物を粗末にして地球資源問題について語る。50年後、100年後の資源、あるいは、もっと長期的な展望を持たずに、狭い範囲の安全と平和の中に何の危機意識もないまま安穩と暮らしている。東南アジアの安い労働力、安価な原材料によって製品を作り、物を大切にしない使い捨ての贅沢三昧の暮らしである。豊かな暮らしというのは物質が豊富にあることではない。人以外、自然界の動植物は決して必要以上の食糧は捕らない。それは自然界の掟であり知恵でもある。動植物は生まれながらに、そのことを知っている。

人は大量生産、大量消費、大量廃棄の時代に訣別しなければならない。物を大事に使い切る、最後まで活用することが当たり前の健全な社会にならなければならない。そのためには一人一人の認識を改め、一人一人が実践していかなければならない。大きな大きな地球環境問題は、まず一人一人の小さな日常生活の見直しから取組まなければならない問題なのである。

例えば移動する場合、歩くことは人が酸素を消費し、二酸化炭素を出すだけ

である。できるだけ歩こう。健康にも良い。歩けない人の車椅子には手を差し伸べよう。排気ガスの出ない自転車を活用しよう。歩けない距離はできるだけ乗合いバスや電車など、一度に大勢運ぶことのできる公共の乗物や交通機関を利用しよう。自動車の動力は天然の太陽エネルギーを使った電気自動車の開発を急ぎ実現しよう。化石燃料の枯渇も防げる。

私たちの社会が日々大量に吐き出しているペットボトルやプラスチック容器は、もともとは大量生産、コスト軽減、便利さの必要性から創られたものである。ガラス瓶の使い回しは回収費用と衛生面での問題、洗浄の手間、容器の品質保持に時間と労力、費用がかかる。消費者の方も手軽で持ち運びに軽くて便利、廃棄も簡単という理由で急速に市場に広まり、一般市民もその利便さに何の疑いもなく使い捨てていた。人の手を幾段階も経る再利用の処理よりも回転が早く双方にメリットがあるからである。

しかし今、その残骸の処理に困っている。消費者一人一人が一手間（ひとま）をかけ、何度も使える水筒や買い物袋を持ち、丁寧に手入れをして大切に使い切る精神で、一人一人の生活様式を転換し持続していく姿勢を示せば、企業の利潤追求の方向も変わるはずである。売れないものを生産する訳は無いからである。ゴミを減らし、ゴミの再資源化、再生利用による生産活動の促進を進め、企業側も資源の有効利用の研究開発の情報発信をすることで、企業を評価する社会のシステムを作っていかなければならない。

5 世界各国の政策

しかし一人一人の地道な努力だけでは限界もある。一般市民社会の関心と国家の政策が一体とならなければ抜本的な改革にはならない。

強力な殺虫剤として活躍した DDT も、国民の健康に重大な影響があり、危険性が判明した場合には、国家を挙げて生命や健康への被害問題を採りあげるべきである。今またアスベストが健康被害を引き起こしている。それらを課題として研究に携わる人達は待機し、即戦力となるべく研究を重ねている。

更に地球温暖化問題に関する京都議定書のように世界の各国の協力、各地の研究者や企業、一般市民の理解と協力が得なければならない。そのためには啓蒙、教育、報道がなされ、十分な議論と討論が行なわれ、人材育成もなされなくてはならない。ときには強力な政策や行政指導、刑罰による罰則も必要となる場面もあるであろう。

過剰な資源の消費により化石燃料、鉱物資源、穀物、魚業資源、水、森林な

どの枯渇が起きる。アフリカ、中近東、アジアでは既に深刻な水資源の供給に問題が起きている。また1990年以降には、南アフリカ、インド、イラク、旧ユーゴスラビア共和国などで資源を巡る国際紛争や民族紛争も生じている。

最近では資源の有効利用やペットボトルやプラスチック容器の再利用などの意識が一般市民にも浸透しつつある。わが国でも資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法）や容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを対象とする特定家庭用機器再商品化法）などが成立した。今、中国では日本からの廃棄物を買ひ、有り余る労働力を活用し、人の手を通じて廃棄物を分解し、再利用できる材質に分類し、新たな材料にして輸出している。また国際標準化機構 ISO による環境管理システムも進んでいて、企業は地球環境問題に取組む姿勢が評価され、企業イメージも上がる時代となった。消費者の意識にも環境への関心が出ている現れであろう。

6 昔の知恵を見直そう

中国のシルクロードの旅で見たカレーズのように古くからの知恵を見直すことも必要であろう。カレーズは、西アジアの砂漠地帯の水資源確保の井戸である。山麓の水脈や雪融水からの豊富な水の確保のため、井戸を掘り、乾燥を防ぐため、砂漠の地中に横穴を掘って自然勾配で水を引き利用する。紀元前のペルシアに起源する。

開発途上国や災害地などでは、私たちが何気なく捨てているビニール袋を大切に使う。阪神大震災のときの避難住民らも水を集めたり、運んだり、溜め置くのに一枚のビニール袋がどれだけ役に立ったかを語っている。私たちの収入に対して比較的安く手に入るものは、どうしても無駄にしがちである。安価に調達できるものは、使い切ることなくパッパッと捨てる。しかしそんな時代に訣別しなければならない。

夏の冷房、冷凍の装置の代替として、冬の雪による冷却という昔からの知恵を見直す動きがある。合理的である。

神経中枢を犯しやすい農薬、残留度の高い農薬使用の中国野菜の問題、有機水銀剤問題、魚の養殖に抗生物質を用いる問題は、流通しやすい規格品を求めていることである。早く生育し、病気のない見た目の美しい規格品を要求し、出荷費用、運送コストの削減を図る注文者の要望、消費者の消費動向から発している。自国消費の野菜には身体に悪い農薬は使わないと中国の農業の専門家で

あり、指導者の立場にある大学の先生が言い切った。身体に悪いと知りながら自分が食べるわけではないからと生産する農家の人々の倫理観のなさにも驚くが、それを見過ごす委託者の無責任さにも呆れる。

微生物の活動を妨げ、健康にも悪影響のある殺虫剤や防虫剤を使用せずに、天敵を利用した害虫駆除などの生物学的防御の研究や化学的な農薬に頼らない研究も必要である。細分化された学問の専門領域の横の連携、相互の協力による発展が必要である。生物経済学の研究も必要であろう。農学者は、害虫、害菌を駆除する際の化学的農薬の薬害を避け、農業生産の発展を実現しなければならない。その課題は、農学者達の学問的探究心の対象でもあり、また農業や農政に対する一般市民の要望でもある。

食は生命体にとって欠かすことのできない大切な問題である。国民の健康を維持するという科学的な研究と、食の基本の一つに係わる農業生産への経済的な課題は国家的な農業政策や国家予算を抜きには実現できないであろう。

7 自然の恩恵を人は予測できるか

一旦、壊された健康や自然環境を取り戻すのはむずかしい。一度失った誠意、倫理観はどうやって取り戻せばいいのか。人間は生物である。精神的な衝撃で遺伝子が変化することさえある。化学的に直接反応する化学物質による作用の影響の恐ろしさは言うまでもない。

わが国のあちこちでダム建設の見直しをしている。これは1970年のエジプトのアスワンハイダムを教訓としよう。ダムによって200万キロワットの電力を得たが、失ったものも大きい。肥沃な土地は水没し、河口デルタ地帯の定期的洪水による肥沃な土砂の補給がなくなった。海岸は浸食され、温暖化で海水位が上昇し土地が水没し、塩害にも苦しむ。定期的な洪水がないので、流されていた浮草の寄生虫による風土病が勢いを増した。ナイル河の河口付近の豊かな漁場が、上流から栄養分が流れて来ないのでプランクトンの増殖が減り、魚介類も少なくなった。

1970年代に石油ショックがあった。OPEC（石油輸出国機構）自身による資源の管理である。無限ではない資源の産出量を自分たちで調整する石油産油国の試みであった。当事国の思惑を離れ、これが結果的には、石油を湯水のように無制限に消費していた人間に衝撃を与え警告ともなった。資源は枯渇するという当たり前のことに気づかせてくれた。資源の有効利用、他の代替エネルギーの開発に取組み、地球資源の大切さを考える絶好の機会があった。それにも拘

らず人類は十分に学びきっていない。代替エネルギーには原子力という危険な放射性物質も含まれた。そして事故はあちこちで起こり、その廃棄物の処理にも困っている。やはり犠牲は大きかった。

Rachel Carson の Silent Spring の警告は、光化学スモッグを認知した時代を思い出させる。光化学スモッグや公害という言葉も一般的ではない時代、街中の工場の煙突は黒い煙をモクモクと吐き、河川には有害物質や生活用水を浄化しないまま無制限に流す時代があった。ドンヨリとした空に太陽はじりじりと照り、空気が重く呼吸しても酸素が入ってこない酸欠の息苦しさ、身体中の倦怠感を何人かが感知した。光化学スモッグである。40年も前の話である。あの時代、無限に大きな宇宙に続く空や、地球の広大な海が汚れることを、真剣に憂う人々がどの位いたであろうか。

時代は戦後の経済産業の高度成長期である。緑の豊かな大自然、食物を育成した田畑は、都市開発計画の一環で次々と団地住宅となり、日本中に鉄道や道路が張り巡らされ、建設ラッシュとなった。日に日に川は汚れ、フナやカエル、鯰や蛇も姿を消した。人間の生活の恩恵を被るドブネズミばかり多くなった。川辺に生える植物には流れてくるゴミが付着し、川底はあつと言う間に汚泥が溜まり、裸足では入れない臭い川になった。洗濯石鹸の泡がいつまでも浮いている。汚いものを川に流せば川の魚が死に、植物も枯れる。それが海に流れれば海は汚れ、魚や貝が死んでしまう。海は広い、空は大きい、人間が流す程度のゴミで自然破壊は起こらないとは言えない。

最近、遺伝子を操作して遺伝子組換え（GM）を行い、作物の生産量を増やす研究が盛んである。しかし農作物の増産を目的とした品種改良のために組み換えた遺伝子は、予想を越えて花粉や種子から思いもよらぬ遠隔地へ飛び、予定外の品種にまで影響を与えている。遺伝子組換え作物のみならず、雑草にも、品種にも影響を与えている。当然それらを食す動物や人間への影響も時間的な遅れはあっても現れることは必至であろう。また内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の人類の存続に与える影響も議論になっている。内分泌攪乱作用の調査に取り組んでいるが、未だ試験方法の開発に試行錯誤の段階である。自然に逆らい、人にとって便利な効用をもたらす物は、その反面、何らかのマイナスの効果も齎すことは、既に人は過去の歴史から学んでいるはずである。

自然の生態系や自然環境の複雑に絡み合った構造は、おそらく人類の予測を越えている。短期的な目前の利益や便宜のために、自然の秩序を徒にいじることとは一刻も早く止めなければならない。

8 宇宙に浮かぶ碧い地球

宇宙飛行士が碧い地球を見て哲学し、神を感じるというのがわかるような気がする。彼らは生命あふれる生物が共存する地球を宇宙に浮かぶ美しい星として捉えたのであろう。そこには日々の人々の喧騒や活動を、私たちが蟻の世界を見るように、一つのいとおいしい生きとし生けるものと感じ、自然界の雄大な調和との不可思議を感じたのであろう。そして人種や民族、宗教、国家を超え、慈しみ守らなければならない生命体の生存する地球というものが、何億分の1、いやその何億倍分の1の倍率での偶然の積み重なりからできた稀有な天体と感じたのであろう。

地球環境問題はより根源的な所で人類が一致した認識を必要とする。そして今、地球が一つの星としての最期を迎えるまで、人類が地球環境のこれ以上の破壊を食い止め、より自然の生態系や自然環境を保持することが、我々人類一人一人に課された責任である。

9 まやかしの環境保全基準の遵守

山林の樹木の伐採の後の植林は、裸の山肌の崩壊や崖崩れを防止する側面からはいいかもしれない。しかし植林した杉は花粉症を引き起こし、樹木は生えていても、森の生態系を大きく変えることは経験で学んだはずである。都市開発により点在していた森の緑はなくなり、ビルディングと緑の街づくりの一環としての管理の簡便な街路樹や人工的なコンクリートの公園ばかりである。住処を失った動植物の生態系は変化し、生物種の減少になりかねない。都会の子供が自然の中で生きる昆虫の姿を知らず、カブトムシを森や林で捕まえるのではなくデパートで買い、昆虫採集にゴキブリがあり、鳥はカラスとスズメとハト、動物はネズミしか知らないという笑えない話もある。

地球環境問題は自然破壊を食い止めることが第一である。

10 南北問題

環境開発サミットでは、産業や工業、経済面での先進国と発展途上国との見解の相違、論議の対象のズレを感じた。確かに先進国は資源の豊富な発展途上国の森林を伐採し、山を切り崩し、鉱物資源を掘り尽くしている。乱開発ともいえる場面も多々有し、有害廃棄物の処分も放置し去る場合もある。それらの行為に対する責任は当然ある。

他方、途上国は貧困解消のため、援助資金の増額と貿易のルールの不公平を

訴える。

本当の援助、国際協力とは何かを今一度考える必要があるのではないか。

長期間の経済的援助にも拘らず、成果の見えない先進国は、自立の動きの遅い途上国に苛立ちを覚え、途上国は自国の産業や農業が進展を見せないのは、先進国の主導で動く社会経済の仕組みそのものが原因であるとする。

途上国は積極的に国づくりのプランを示すべきである。自立、自律するための中長期、短期計画を具体的に示さなければならない。一時凌ぎの経済的な資金援助だけではなく、技術開発のための人材養成のための資金、施設建設費、気候や土壌にあった農作物の品種改良や技術指導、人材育成のための教育費など具体的に緻密な計画を提示すべきである。実際に援助資金は、自然災害や天災、戦争などを除き、長期にわたり先進各国が出している。実際には既に先進国の仲間入りする、あるいはそれ以上の産業の急発展を遂げ、自国の体力だけで十分に発展できる国々すら、途上国と称し援助資金の獲得に奔走する場面もある。この世界の経済不況の中で、援助資金を潤沢に出せる国はどこにもない。

折角の援助資金も当初の目的外の用途に使う、あるいは、権力を握る一部の人の富を増やすために費消するなど、不適正な使われ方をしている場合もある。NGO、NPOの様に、末端の人々に物品を直接手渡し見届けるやり方は必要である。政府援助のような巨額な援助であれば、尚更、監督すべきである。それは決して内政干渉ではない。血税から絞り出された援助資金の行方を申告通り活用しているか否かを確認することは必要である。先進国側のやりっ放しが、砂漠に水を撒く様な虚しさを生み出している。

人材の育成や教育は長期的な視野からは欠かせない。貧困や病気の蔓延、食糧不足は日々深刻である。教育者の要請、医療に携わる人々の教育、労働者の職業訓練、農地の開墾、土壌に合った農作物の研究、農作物の収穫を効率よくする方法など生産の開発計画等の自立や自律を目標とした施策や将来設計図を具体的に示す必要がある。また、それを実行していく強い指導力を持ったリーダーの存在と国民の決意が必要である。

開発途上国は、援助漬けの生活の中で、自活すべく仕事もなく、職業訓練もなく、難民として終わるのでは貧困からは脱出できないであろう。援助については問題が多い。援助する側も金銭や物資だけを渡すのではなく、それがどの様に使われ、どの様な効果をあげているのか、失敗例や成功例を見極め、援助のあり方を見つめ直さなければならない。決まりきった様に、毎年、予算から資金を出すのではなく、援助効果を分析し、改善点や方法を改良していかなければ

ればならない。要求のままに環境破壊の罪滅ぼしのような援助は終わりにしなければならない。

11 国際評価機関、国際監督機関の設置

国際的な合意はむずかしい。しかし自然破壊を食い止め、地球環境を保全するためにはたった今から世界中の人々が団結して始めなければ間に合わない。自然のサイクルは成果が出るまで時間的に遅れがあるからである。世界のすべての国々が参加し、協力し、公害対策、省エネ対策、資源の再利用に本格的に取り組む、成果を確認する作業が必要である。

無制限に汚染物質を排出する国もある。諸国の産業はまちまちであるし、工業化の速度や程度もバラバラである。資源の豊富な国もあれば無い国もある。それらを評価する機関や正當に数量化する基準が、どうしても必要となる。

地球規模の大きな取組みとして、例えば国連に評価機関や全体の方向性を監督し、指導できる権限を持った機関の設置が必要である。さらに実効性を担保するための罰則や裁定機関も必要である。

12 眞実探究の科学

科学は自然の解明であると同時に、自然から謙虚に学ぶことであるはずである。

自然を支配するのは人間ではない。人は自然の恩恵を受け、他の多くの生物と共存している小さな存在にすぎない。

専門分野の調査や分析による予測や見解は重要である。しかしそれは絶対ではない。

砂漠化した土地を元の緑地に戻すことは難しい。ややもすると遠く離れたビル群の林立する先進国は、砂漠化をどこか遠い国々の話と思っている。しかし熱帯林は次々と伐採されている。生物多様性は失われ、地球温暖化を生み出す。砂漠化や熱帯林の減少により自然の恩恵をその土地から直接受けていた人々の貧困化や食糧不足が深刻になる。人々は生活手段を失い、病気や飢饉に襲われ、生命維持には極めて過酷な状況に追い込まれる。生きるための戦争が起き、難民や流浪の民が続出する。窒素や硫黄の酸化物を含む排気ガス、酸性雨、土壌汚染、海洋汚染、大気汚染、放射性廃棄物、産業廃棄物、フロンによるオゾン層の破壊や環境ホルモンなどの有害化学物質、放射性物質など、われわれ人類が便利さを追求した結果、生み出した弊害は、世界中に分散し、その恐ろしさは私たちの生活にじわりじわりと押し寄せている。私たち地球市民は、それぞ

れの情報を交換し共有し、少しでも早く自然破壊を止めなければならない。今までの科学技術は、専ら自然環境を人が牛耳るため、自然を人為的、人工的に変え快適生活を獲得するために使った。しかし今後は、真の意味で真理の追求のために役立つ科学技術でなければならない。

13 企業倫理 - リスクはチャンス

地球環境保全にはコストがかかる。その負担は人類全員が負わなければならない。企業は公害の原因となる物質を製造や販売した責任を最後まで取るべきである。企業のリスクマネジメントである。リスクはチャンスと裏表でもある。環境保全のため、いかに科学技術を使うかは技術者達の腕の見せ所であろう。それを利用する消費者の方も環境に配慮し、必要のない贅沢は拒否し、価格に反映されるコスト負担を負うべきである。一方的に企業責任ばかりを強調すると、企業が新規技術開発や科学的探究への挑戦意欲を削ぐことにもなる。

わが国では公害裁判を通じて企業責任を問うてきた。狂牛病問題、食肉問題、牛乳問題、残留農薬の問題、次から次へと出てくる問題は、企業の利潤追求の結果という共通項がある。

しかし、その前に行為の是非の判断ができない驚くべき事実を見落としてはいけない。木を見て森を見ない人類の飽くなき欲求、必要以上に贅沢を求めるわれわれ消費者にも責任の一端はある。公害裁判はあくまでも事後のペナルティーにすぎない。一旦、破壊された健康や環境は裁判では何も変わりはない。根本的に汚染源を無くさない限り何の解決にもならないし、被害は拡大していく。そしてこれらの出来事を単に過去のものとすることなく、企業倫理、消費者倫理、もっと根源的には人としての倫理観を持ち続けなければならない。まるで自分さえ良ければ、隣人への迷惑を顧みずといった構造が万事に及び、被害を受ける側の悲鳴は騒音程度にしか扱われない。産業廃棄物や放射性物質などの危険物質、有害物質を外国に不法に輸出し、黙って放置する。やってはならないことである。自分がされて嫌なことは、他人にもしないというのが最低のル・ルではないか。もちろん国や人種、民族、宗教、慣習が違えば価値観も異なるであろう。しかし、それはすなわち人の数だけ考え方や感性も存在するということであり別次元の話である。

14 法にできること

環境問題は被害者と加害者の区別が難しい。例えば自動車公害や廃棄物公害

は、被害者が次の瞬間あるいは次の行程では加害者になりうるということである。それは原子力発電所の放射能事故のように国境を越えた問題の場合においても同様である。放射能汚染された土壌により作物や動物が汚染され、それを栄養にする動植物も汚染されていく。連鎖の糸は何処までも繋がっている。

環境問題に関しては、国際条約等も多数締結され、各国はその方針に応えるべく国内法の整備を進めている。

また各国では環境問題に係わる訴訟や大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染、振動、地盤沈下、悪臭などにまつわる公害訴訟が多くなり、裁判所は、その判決の中で、従来の伝統的な民法理論（不法行為理論など）や行政法理論に画期的な姿勢を示し、対処の困難であった被害者救済への道を開きつつある。

公害による身体への影響や健康被害は、裁判では原状回復は不可能に近く、そのほとんどが金銭による損害賠償という事後的救済である。また被害を受け、裁判で闘うには、一人一人の個人は余りにも無力である。因果関係を証明する資料が企業側に偏在し、資料収集も困難であり、その検証や実験する術にも通じていない。そして裁判には長い時間と費用がかかる上、健康被害は、その間、深刻な事態へと進む場合が多い。

そのため公害問題の解決には政策的な発想の転換が必要である。罰則を伴う法や行政規制は当然、必要であろう。産業界の企業自体の積極的な公害問題、環境問題に取り組む姿勢を評価する体制づくりも有効である。例えば汚染物質をそのまま廃棄するよりも、浄化や有害物を除去してから廃棄する、また毒物を転用して有用な物質に作り変える、根本的に汚染物質を生み出さない製品や製造過程に変えるなどの企業努力を推進し、公害を未然に防止するようなシステムを創ることが必要である。そのためには消費者側にも明白な認識と安全性への要望を発信し続けることが要求される。

わが国では、1970年頃からの公害裁判の経緯もあり、環境問題への企業側、一般市民の環境問題に対する関心が高まった。環境破壊による被害が法律を改正し、1971年の環境庁設置により、本格的な環境問題への取り組みが始まった。

21世紀に入り、原子力発電所の問題や野菜の残留農薬、大気汚染、廃棄物処理問題、空港や道路など公共施設の設置見直しが求められている。

国や地方公共団体が事業主体となる場合も多いが、政策的にも行政的にも再検討を要する。もちろん施設、事業の公共性を理由に優先する場合もある。しかし有効な被害者救済手段もなく、一般市民の日常生活に影響を及ぼす多様化する公害、例えば排気ガス、騒音、振動、水道水の汚染などは、公共性自体へ

疑問を投げかけている。

危険がぬぐい去れない原発に替わる他のエネルギー供給源を考えるべきである。最近、風力発電や太陽エネルギーの利用が考えられているが、自然を上手に活用すべきである。都市計画による緑の森や林の破壊、河川工事による自然破壊により、生態系が崩れ、快適な生活環境のバランスが崩れている。緑の大地は砂漠化し、数千年かかって蓄えられた地下水を大量に吸い上げている。害虫駆除により生産性が高まった農作物も、徐々に健康を脅かす物質が人間の体内に蓄積されている。その生命体に与える影響は予測できない。予測不能の事態が起こる可能性がある限り、慎重な事前の影響評価がどうしても必要となる。

一旦、破壊された自然、自然の治癒力を遥かに越える破壊を元に戻すための取り組みが既に始まっている。ゆっくりとした自然の時間（とき）の流れは、人類による自然破壊の速度とは比べものにならない。

環境破壊を未然に防止するようなシステムの一環として、法による各国の連携、各専門分野の協力が必要となる。

15 地球環境サミット

地球環境サミットでは、開発途上国と先進国という視点で問題を捉え、それぞれの立場からの発言が交換された。先進国は、原材料の調達の便宜や自国よりは低賃金労働者を確保できること、比較的、公害や環境汚染に関する法的規制が緩やかな途上国へ生産拠点を移転している。それが公害を輸出していると批判される。

確かに先進国の放射能物質の管理の杜撰や危険物質や有害物質を多く含む医療廃棄物や産業廃棄物の不法廃棄や無責任な放置が散見される。周辺住民には健康被害や危険物による怪我、土壌汚染、地下水の汚染、河川汚濁、海洋汚染と汚染による連鎖が続く。先進国の大量生産、大量消費、大量廃棄の付けを途上国に回し環境破壊の原因を作り出している。

また先進国の食糧確保のために野菜や果物の栽培、魚の養殖、木材の伐採を行い、貴重な熱帯雨林やマングローブ林を伐採し、生活スタイルや収入源を変更せざるを得なくなった現地の人々の生活様式を急変させ、暮らしの秩序を乱している。

先進国は資金援助、技術援助、食糧援助、人材育成はしていると抗弁する。援助は原則的に途上国からの援助要請に基づくものである。しかし政府開発援助（ODA）、無償援助、有償援助の資金が使われる生活基盤、基幹産業となる公

共事業による環境破壊を引起こしていることも事実である。公共事業にはダムや発電所の建設、橋梁や道路の建設、鉄道敷設、上下水道工事、空港建設、港湾整備、病院建設、学校建設などインフラ関係の大きなプロジェクトがある。生活基盤は必要ではあるが、先進国の利権争いが途上国を舞台に移っているともいえる。

また大切な視点として、開発途上国は自国の発展のために、森林減少、砂漠化、野生生物種、海洋汚染、オゾン層の破壊、地球温暖化問題など気にせず、どんどん化石燃料を使い、人体に悪影響を及ぼす農薬を用いてもよいし、排気ガスを出してよいということにはならない。地球環境問題はすべて先進国、途上国の区別無く、地球全体で取組まなければならない問題である。

特に中国の急速な発展の影響は測り知れない。高度経済成長と工業化、物質的、精神的な豊かな生活を追い求め、資源の需要に供給が追いつかなくなっている。資源を持つ中国が、外国からの資源輸入国になっている。その総量は莫大であり、年々急増し、消費量は世界的にも激増している。公共工事も含め生活基盤の充実が規模が大きいだけに原材料の供給が問題である。中国の人口は13億人を超える。人々は自転車から自動車へ、かつての日本と同様、家電製品の普及、住宅、食の充実と衣食住への要求は、エネルギー消費量の急増に繋がる。また大気汚染、河川や海洋汚染、森林伐採による砂漠化、生態系の変化、廃棄物処理など世界規模の深刻な影響に対する対策を早急に立てなければならないし責務でもある。

16 世界法としての環境法

各国は、特に産業革命以後、様々な環境汚染状況、自然の生態系破壊に対して、その都度、既存の法律の解釈を広げるなり、新たな法律を創るなりして対応してきた。しかし、それは事後的な主に金銭的な損害賠償の域を出ず、根本的に環境問題への対処としては不十分であった。

わが国でも公害裁判を通じ、人々の認識や問題意識も変化してきた。平成5年には環境基本法を制定した。しかしもはや民事的な制裁や補償、刑事的な罰則、行政的な指導では対処できない深刻な事態まで進んでいる。

例えばツバル共和国の水没やアラスカ州のシシュマレフ島の浸食、ヨーロッパ始め、世界各地の洪水、その気候現象を起こすメカニズムは単純ではないが、地球温暖化が進めば、陸地は水没し、海に浮かぶ小さな国の領土が消えてしまう。住人が他所に移住するだけでは済まされない問題となる。

世界各国の科学者、技術者は、深刻な危機意識から、地球温暖化問題、大気汚染、海洋汚染、オゾン層の破壊、農薬や有害物質による人体への影響などへの抜本的な取組みの必要性を説いている。同時に、地球上の生き物すべてが安心して安全に暮らせる環境を確保することの重要性、いや失った自然環境を取戻すことの困難さを痛感している。

地球環境問題は倫理感、道徳観を取戻し、危機的現状を知るところから始まる。そして社会経済システムの構造を見直し、科学や技術の開発は、その基本的な理念に沿って行われなければならない。

環境問題についての世界各国、各地域の考え方は千差万別である。歴史や人種、民族が異なり、気候、風土、慣習、文化、宗教、伝統、慣習もそれぞれである。しかし、その違いを認めながらも、統一的な地球環境問題への取組みを試みなければならない。国連などの世界的な機構や組織がリーダーシップを発揮して、周辺諸国を巻き込んだ働きかけが重要である。

今、機能しうるのは条約も一つ的手段として有効であろう。二国間条約、多国間条約。できるだけ多くの関連国の参加が必要となる。実効性を確保しなければならない。各国は実現のため直接適用や、国内法を改正、あるいは、新たに法律を制定する。生存権から導かれる環境権という意識で取り組むことも有用であろう。それぞれの国や地方公共団体の積極的な施策を提示しなければならない。またその進捗状況や改正点などを進言する検査体制も必要である。実現のため情報公開や市民参加による厳しい監視は重要である。

大切なのは環境破壊を未然に防ぐことである。そのために環境アセスメント（環境影響評価）も必要である。企業や事業者は大きなプロジェクトで動くことも多い。その際の環境アセスメントによるリスク管理は、今後の経営上、不可欠な対策事項となる。

では企業の視点だけのリスク管理だけでよいのだろうか。

勿論、否である。企業はその生み出した生産物や製品を、我々、消費者に消費してもらわなければ利潤は出ない。その意味では個人は小さな消費者であるが、企業は地球に生活する何十億と言う消費者の意見や要望を無視することはできない。また一人ひとりの個人の限界は国家や行政機関の強力な組織力、指導力、権限で補うことが可能である。

それぞれ縦横の情報の公開と共有によって、正しい判断と適切なリスク管理ができる。平成12年の消費者契約法の一つの柱でもある自己責任は、双方向の正確な情報発信によってもたらされるし、また事前にリスクの回避ができるこ

ともつながる。

17 国際条約

各国は様々な分野の国際会議で話し合い国際条約を締結している。しかし実施に向け、国内における批准が得られないなど各国独自の産業構造や社会経済政治体制の違いから難航することも多い。総論賛成、各論反対の状況である。前述したように地球環境問題は、世界が一つとなり足並みを揃えなければ、決して実現しない問題である。

各国の法秩序、法制度、法制史の違い、価値観や倫理観の相違から、世界法としての統一は困難な面も多々あるが、何とか統一的な法政策で対処しなければならない。

廃棄物処理や資源の再利用には、廃棄物やリサイクル資源を生産した者が責任を負う汚染者負担原則（排出者責任の原則）を多くの国々が認めている。

アメリカ合衆国のスーパーファンド法（1980年12月11日 Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980 : CERCLA）は、不適正処理に間接的に関与した者、潜在的な責任当事者（Potentially Responsible Parties）に原状回復費用負担制度を導入した。

わが国でも循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法もこの汚染者負担原則に立脚するが、間接的にも汚染に関与した者の責任の確立を目指すべきであろう。企業経営陣は自社製品の回収や廃棄物処分を行うなど素早い対応をしている。

このことは製品の製造過程にも影響を及ぼす。再利用できる部品を使い、別の材料として新たな製品にしやすい原材料を選別するなど新商品開発と同様の研究を急速に進めている。使い捨ての消費サイクルから、物を最後まで使い切る再利用の考え方に企業自体の発想が転換された。

そしてその企業姿勢は一般社会からも評価され、企業イメージの高まりは消費者の心を掴む。資源の循環利用は、すべての企業が向き合わなければならない課題である。必要は発明の母というが、科学技術はその一端を担う。昨今の世界的な経済不況とも相俟って、一般消費者の家計が緊縮財政の下、比較的、使い捨て指向には終止符が打たれた観がある。修理は新品を買うよりも費用がかかる。長い間、使うには耐えない程度の出来であった最近の生産物が次第に疎まれ、いいものを修理して長く使うという、昔ながらの物を大切に使う意識が取り戻されつつある。企業側も製品の型の種類を多くして、目まぐるしく新商品を出していくのではなく、淘汰されて残るような製品、部品を製造する時

代を迎えるかもしれない。製品の機能の工場や技術開発は日進月歩であるが、汎用的なこれは何十年、何百年、使えるという名品も残してほしい。

匠といわれた技術者は、釘一本使わずに優れた建築をし、何百年も歪みを生ぜず壊れることのない建造物を建てた。先祖代々の箆笥や家財、食器など、何度も縫い直し、染め直して使う着物の生地、日常生活用品の鍋や傘を修理し丁寧に使いつつを昔の人々はしていた。いまでは修理をしたくても、取替え部品の在庫期間が短く、技術者も少ないため、かえって労力と費用を要する。これはおかしい。まだ使える資源をなぜ捨てなければならないのか。

捨てられた物は分解して再利用することもなく、焼却したり、スクラップや埋め立てをする。それではゴミがあふれるのは当然の結果である。わが国で廃棄した中古車を他国で活躍する場面をよく見る。もちろん機械の安全上、法的規制対象となる場合もあるであろう。しかし現実にまだまだ何年も使い続けることができ、ぼろぼろになり錆びるまで活用する途上国の人々の方が物の大切さをわかっている。

ではその転換のための費用負担は企業だけが背負うのか。

一般消費者は、毎日の生活の中で、企業の製品を使い、快適な生活を実現し便利さを手に入れている。すなわち一般消費者には費用負担義務がある。そして大きくは税金という形で、または個々の製品価格に盛り込むことで実現が可能である。

税金に関しては、わが国では租税法主義の原則（憲法第83条、第84条）から、個別の法的根拠が必要である。世界各国でも環境税や環境賦課金（課徴金）の導入が進んでいる。例えば北欧のスウェーデン、フィンランド、ノルウェーやオランダなどでは二酸化炭素排出量に応じた炭素税が徴収され、ドイツでは汚染物質質量に応じた排水賦課金（課徴金）を課すなど、各国の事情に合わせた改革が進んでいる。

また消費者は要望を発信することで、更に市場メカニズムは大きく動き出すことになる。預託払戻制度のように、容器代込みの値段で売り、容器回収時に預り金を払い戻すという消費者の意識を喚起する方法を採る場合もある。ヨーロッパではEU全体の取組みとして、また判例の積み重なりもあり、各国企業が利害をぶつけながら、激しい市場競争の中で何とか妥協点を見いだすべく調整を行っている。

18 排出権取引

今、地球温暖化問題や大気汚染問題の中で、二酸化炭素（CO₂）など温室効果ガスが話題である。しかしCO₂は植物の光合成には不可欠のものである。

環境サミットによる汚染物質の排出許容量の制限を目標に、各国がその達成を確保するために自国のみならず他国において実現した排出量を売買することで、排出枠の達成をすべく考え出された排出量売買である。すなわち許容量を超え汚染物質を排出する企業は、他の企業の余った排出枠を購入することで排出枠達成を実現する。CO₂（二酸化炭素）やSO₂（二酸化硫黄）の排出量削減をめくり、CO₂ 排出量取引の仲介会社ができ、実際にCO₂ 排出量の売買取引が行われている。すなわち排出権取引は、京都議定書における気候変動枠組条約の排出量削減義務を達成するため、排出権市場が形成され、取引する商品となったものである。皮肉にも地球温暖化対策の一環としての気候変動に関する国際連合枠組条約京都議定書が排出権取引に拍車をかけることになった。

削減義務を達成するため、排出枠達成が困難な事業者にとっては、一時的にせよ便利な商品である。CO₂ 排出量取引市場は活発化し、市場メカニズムは既に動きだしている。地球全体の環境に関することであるから、自国内で達成しなくても、総量的な視点からはいいのかもしれない。

しかし株式のように市場で取引する排出量は一時的な解決であり、それが債券（債権）のように流通商品化することには疑問がある。なぜならば現実には他国の原生林を切り倒し、新たに植林してCO₂ 排出量取引の商品を生み出すビジネスが既にあるからである。新しい環境破壊の悪循環の始まりである。原生林や熱帯雨林を減らして、まやかしの数値操作だけを行う。環境問題への根源的な共通認識や地球環境保全とは反対方向の地球環境破壊が新たに考え出されたにすぎない。これではビジネスや営利目的のためには自然破壊も厭わない従来と何ら変わらない。折角の国際合意が無に帰する。一時凌ぎは止めた方がいい。

19 わが国の不法行為に基づく損害賠償責任

環境破壊による被害者の救済は、一連の公害裁判においてもわかる様に、不法行為理論を駆使した民事的な救済であった。しかし事後的な救済であり、健康被害を回復して健康な身体を取り戻すことは不可能に近く、長い裁判の中で何の保護や補償もなく亡くなる人々が大勢いた。金銭的な損害賠償の限界であろう。

裁判では不法行為を原告である被害者が立証しなければならない。しかし加

害者である企業側に多くの資料が偏在し、収集能力に大きな差のある原告被害者は為す術を知らない。身体の不調や健康を害し、職を失い、公害病の認定という医学上の研究も進んでいず、原因の追求もままならず、治療もおぼつかない日々を暮らす人々に、その様な力はない。長い裁判での過程から被害者救済への道として、伝統的な不法行為論を修正する視点が出てきた。

伝統的な不法行為論では、故意又は過失によって他人の権利を侵害したことを不法行為の要件とした。要件過失責任主義である。違法行為であることを認識して行う故意については、企業側の反論は成立するであろう。通常要求される注意義務を怠る過失の有無に関しては、判例は結果の発生を予見できただけでは過失を認めず、予見でき、これを回避する可能性又は義務違反が存在する場合に初めて過失が存在する考え方を採ってきた。

しかし4大公害事件に始まり、判例は次第に企業側の回避可能性や相当程度の防止措置に厳しい判断を採るようになり過失を認定した。例えば熊本水俣病第1次訴訟第1審判決は、廃水を工場外に放流する際の常に最高の知識と技術を用いて安全を確認し、その安全性に疑念が生じた場合には、直ちに操業を中止するなどして、必要最大限の防止措置を講ずべき高度の注意義務があると判示し、無過失賠償責任を導入した（熊本地判昭和48年3月20日判例時報696号15頁）。

この考え方は危険性を伴う事業を行い利益を得る者は、その結果生じた損害についても責任を負うとする考え方である。その後の法律の健康被害に関する条文はこれを採用する。

また権利侵害は違法と置き換えて考えられてきた。公害判例では違法性は法令違反という客観的要件のみならず、被害者の侵害された利益は何か、加害者の環境対策への認識と対応、事業内容の重要性、公共的な需要の度合いなど様々な点を考慮し、被害の社会的な受忍限度を超える場合に違法性の判断を下している。

加害者と損害の発生との間に相当因果関係があれば加害者に責任を問える。その相当因果関係についても、原告である被害者に立証責任がある。しかし公害事件では、原告側に立証するだけの資料を集めること、被告である企業に集中する関連資料や実験データ、原材料の詳細や製造過程の開示を求めることは困難であった。

イタイイタイ病は、科学的、医学的に因果関係が証明できない場合でも、疫学的因果関係を証明すれば原因物質を特定できるとして因果関係を認めた判例である（名古屋高金沢支判昭和47年8月9日判例時報674号25頁）。

また企業側の資料廃棄や工場閉鎖などで証明する証拠資料の喪失については、企業側が汚染経路の矛盾のない科学的説明や汚染源ではないことを証明すべきであると判示し、立証責任の転換をした（新潟地判昭和46年9月29日下民集第22巻9 - 10号別冊1頁）。立証における蓋然性については、高度の蓋然性から相当程度で因果関係を認めるなど判決も徐々に変化している（大阪地判平成6年7月11日判例時報1506号5頁）。損害も健康被害や財産的損害、精神的被害や労働力低下による逸失利益など含まれる。

20 複合汚染

産業や工業の発達で汚染の発生源は複合的になった。また国境を越えて汚染の発生源や汚染物資を運び、新たな汚染源を生み出す結果を招いている。汚染が複雑に絡み合い、相乗作用で増幅しあう場面も出ている。発生源は一つではなく、複数の汚染源に起因する複合汚染である。

渉外的な不法行為論での解決、あるいは、国際的な協力による条約締結など規制や救済が必要である。ここでも環境問題の根幹は事前防止が第一である。各国の法制度が異なる以上、どうしても自国の国内法との調整、国際合意の趣旨を生かした国内法の対応が必要となる。

また環境問題についての司法による裁きを統括する裁判所や助言、解釈の統一性を行う機関と人材の養成が必要である。

公害裁判を通じて汚染源と被害との因果関係の証明のむずかしさを知った我々は、国境を越え、国民や人民の生命を脅かし、国益がぶつかり合う不法行為について解決を導くには共通した信念を持たなければならない。

また人類だけではなく、地球の生物すべてに及ぶ危険物質排除、破壊された自然環境、健康な身体を取り戻すため決断と実行を迫られている。

生き物は環境権という権利を持ち、環境破壊へのストップや差止請求権を持っている。環境破壊して作ったものには利権がからむ。利益を受けるものは当然、強力な抵抗を示すであろう。しかし一部の人々の利益のために失うものの大きさは測り知れない。一旦、破壊されたものは、もう元には戻らない。やがては自分の首を絞めることになるであろう。どれだけの誠意ある行動、道徳的行動、倫理観のある行動が採れるかである。

21 地球市民の役割

環境問題は深刻な大きい問題であるがため、各国の行政権限を駆使した積極

的な働きが期待される。

行政機関には、各国の環境政策の下、法令に基づき権限が与えられている。国民の環境権の侵害を最小限に止めるための事前の防止措置に関し、企業を指導し、監視や監督、予防措置や指導、命令もできる立場にある。行政は国民の生活を守る使命で働く。

行政機関の違法や不当な処分、行政処分といった公権力の行使に当たる行為に、適切さを欠いている場合は、国民はその作為、不作為を監視して、訴える手段を持っている。

環境行政については、国民は情報公開を要求し、説明を受け、是正させる権利を持っている。取消訴訟や無効等確認訴訟、不作為の違法確認訴訟、住民訴訟などである。

そのなかでも住民訴訟（地方自治法第242条の2）は、地方公共団体の住民であれば誰でも提起できる民衆訴訟（行政事件訴訟法第5条、第42条）の一つである。田子の浦ヘドロ訴訟では、工場廃水が原因で汚染された河川や港湾の浚渫費を支出した県が違法性を問われた（最判昭和57年7月13日民集36巻6号970頁）。最高裁判所は住民訴訟の適法性を認めた。また豊島の産業廃棄物処分場問題においても住民訴訟は機能している。

これが地球規模になると各国の経済発展や産業、国民の生活水準、企業の利権争いなど多くの問題が絡み合い困難な交渉となる。しかし地球に生きる生物の生命の重さを第一にという方向性を崩してはならない。地球環境を国際合意で促進していかなければならないからである。一刻の猶予も無い。

最近の国際会議では、難しい合意のために、枠組条約方式、すなわち条約で合意の枠を定め、その他の実行に必要な具体的なことは、締約国による話し合いや議定書等に委ねる方法である。これは各国の事情に対して柔軟な対応を可能にする利点がある。

基本合意としての法的拘束力のない勧告や宣言、ガイドラインといった条約の前段階の各国の喚起を促す、認識を新たにさせ、準備期間を与える方法も採られる。

また多くの条約への参加を促すために、締約国に対する技術援助や資金協力等の利益を付与し（生物多様性条約）や、反対にペナルティー的に貿易の禁止や制限などの利益措置を採ること（バーゼル条約）もある。これはお菓子のおまけのようなやり方ではあるが、協力者を増やす一つの方法ではある。

例えば援助資金の返済が滞る国に対し、わが国への返済を免除する代わりに、

返済すべき資金をすべて環境保護のために投資するような交換条件を課すことは、Debt Nature Swap (DNS) と呼ばれ、わが国がフィリピン政府に対し、環境庁（現在環境省）を中心に行ったものである。地球環境問題に関する各国の貢献度や積極的な取組姿勢、企業の環境問題への取り組みへの正当な評価はなされなくてはならないであろう。

また科学技術を活用し、環境汚染や環境破壊の未然防止のため環境アセスメント（環境影響評価）がある。環境アセスメント（環境影響評価）制度の導入と実施は、特に国際条約の実効性を確保し、環境破壊や汚染行為の責任の所在を明確にするためには欠かせないものである。

22 人類はどこに向かう

人類はどこに向かって歩いているのか。この地球環境を守らずに人類が生き延びることは不可能である。世界に起こる異常気象、汚染は、沢山の原因が複雑に絡み合い、連鎖しあった結果であることが多く、その因果関係を解明することは非常に難しい。

しかし目的はひとつである。このすばらしい地球の自然環境を守り、自然破壊をストップさせ、少しでも住みやすい地球環境を維持することである。

では世界が一致団結して取り組む地球環境問題は、具体的にどの様に進めていくのか。例えば法的には十分な議論に基づいて条約という形で一つの指針を打ち出す。その指針に出来るだけ多くの国々が参加し、遵守していけるように条約は開放しておく。そして各国がその条約を直接適用するか、自国の国内法に取り込む、あるいは、新たな法律を作るなどして、世界中が協力していくしかないであろう。更に効果を高めるため、刑事的な罰則、民事的なペナルティーを用意しておく必要がある。そして刻々と変わる状況の変化に対応できる柔軟な姿勢が必要である。

参考文献

- 「環境法」〔第2版〕阿部泰隆、淡路剛久編 有斐閣（2002年）
- 「市民参加と環境法」淡路剛久、阿部泰隆還暦記念 環境法学の挑戦 日本評論社（2002年）
- 「企業のための環境法」淡路剛久、岩淵勲編 有斐閣（2002年）
- 「講座 環境社会学」飯島信子、鳥越皓之、長谷川浩一、船橋晴俊編 有斐閣（2001年）
- 「地球環境報告」石弘之 岩波書店（親書）1999年）
- 「生命倫理とは何か」市野川容孝編 平凡社（1992年）
- 「環境と経済を考える」植田和弘 岩波書店（1998年）

地球上の生物のための環境法

- 「国際私法の観点からみた環境汚染 - ドイツの議論を参考にして - 」植松真生
国際法外交雑誌第99巻第5号
- 「環境法」大塚直著 有斐閣(2002年)
- 「どう創る循環型社会 - ドイツの経験に学ぶ - 」川名英之著 緑風出版(1999年)
- 「地球環境外交と国内政策 - 京都議定書をめぐるオランダの外交と政策」蟹江憲史 慶應義塾
大学出版会(2001年)
- 「リサイクル社会を目指して」環境法政策学会編 商事法務研究会(1999年)
- 「地球環境問題がよくわかる本」岸上定男 鳥影社(2001年)
- 「環境政策法務の実践」北村喜宣 ぎょうせい(1999年)
- 「地球なんでも好奇心」北野大 NHK出版(2001年)
- 「循環型社会科学と政策」酒井伸一、森千里、植田和弘、大塚直著 有斐閣アルマ(2000年)
- 「ドイツ環境法における団体訴訟」塩野宏先生還暦記念 行政法の発展と変革 下巻 有斐閣
(2001年)
- 「地球環境問題とは何か」進藤雄介著 時事通信社(2000年)
- 「環境ホルモン入門」立花隆 新潮社(1998年)
- 「環境リスクと環境法 欧州・国際編」東京海上火災保険株式会社編 有斐閣(1996年)
- 「環境リスクと環境法 米国編」東京海上火災保険株式会社編 有斐閣(1992年)
- 「思想としての地球」 - 地球環境論講義 長崎浩 太田出版(2001年)
- 「新しい地球環境学」西岡秀三編 古今書院(2000年)
- 「地球温暖化と日本 - 自然・人への影響予測 - 」西岡秀三、原沢秀夫編
環境庁国立環境研究所 古今書院(1997年)
- 「新・環境科学への扉」日本環境学会編集委員会〔編〕有斐閣(2001年)
- 「環境法入門」畠山武道、大塚直、北村喜宣著 日本経済新聞社(2000年)
- 「ISO環境法」(株)日本環境認証機構 東洋経済新報社(2003年)
- 「環境先進国 日本」 - 地球を救う日本の技術力 - 長谷川慶太郎 東洋経済新報社(2000年)
- 「牛乳・狂牛病問題と『雪印事件』 - 安心して飲める牛乳とは - 」平澤正夫 講談社(2002年)
- 「国際法」〔第4版〕松井芳郎、佐分晴夫、坂元茂樹、小畑郁、松田竹男、田中則夫、岡田泉、
薬師寺公夫著 有斐閣Sシリーズ(2002年)
- 「地球環境論入門」松信八十男 サイエンス社(1998年)
- 「ISO9000の知識」三井俊紘、猪尾和久著 日本経済新聞社
- 「環境経済入門」三橋規宏著 日本経済新聞社
- 「要説 環境法」南博方、大久保規子著 有斐閣(2002年)
- 「公害・環境判例百選」森島昭夫、淡路剛久編 有斐閣(1994年)
- 「環境アグロ情報ハンドブック - 環境と農の接点 - 」山口武則、山川修治、大浦典子著 古今書院(1998年)
- 「自然保護の法と戦略」〔第2版〕山村恒年 有斐閣選書(1994年)
- 「別冊NBL No.48 主要国における最新廃棄物法制」 - 国際比較環境法センター編 (社)商事法務研究会(1998年)
- 「別冊ジュリスト公害・環境判例百選」No.126(1994年) 森島昭夫、淡路剛久編
ジュリスト「生命倫理と法」(2004年) 樋口範雄編
- ・ “Silent Spring” RACHEL CARSON Houghton Mifflin (1962年)
 - ・ “The Sea Around Us” RACHEL CARSON Oxford Univ Pr (1991年)
 - ・ “The Sense of Wonder” RACHEL CARSON Harpercollins (1998年)
 - ・ “Economics, Ethics and the Environment” BOSWALL and R. LEE (2002年)
Houghton Mifflin
 - ・ “Pollution and Property ; Comparing Ownership Institutions for Environmental Protection”
D.H.COLE Cambridge U.P. (2002年)
 - ・ “L 'Outil Economique en Droit International et Europeen de L 'Environnement 2002”
S.MALHEAN - DUBOIS Monde Europeen et International (2002年)

- “ Access to Justice in Environmental Matters in the EU ” J.EBBESSON (ed.) Kluwer Law Int 'l (2002年)
- “ Environmental Law ” 4th ed. D.HUGHES et AL Butterworths (2002年)
- “ Biodiversity and Human Rights ; The International Rules for the Protection of Biodiversity ” E.LOUKA Transnational Pub. (2002年)
- “ L' Outil Economique en Droit International et Europeen de l' Environnement 2002 ” MALHEAN-DUBOIS , S.(dir,) Monde Europeen et International Docu.Francaise
- “ Environmental Law and Enforcement in the Asia Pacific Rim. ” T.MOTTERSHEAD (ed.) Sweet & Maxwell UK (2002年)
- “ Federal Environmental Law ; The User 's Guide ” 2nd ed. O.L.MOYA & A.L.FONO West Group (2001年)
- “ Le Protocole de Kyoto ; Mise en Oeuvre et Implications ” Y.PETIT Strasbourg Collections de L 'Universite Robert Schuman P. U. de Strasbourg (2002年)
- “ Toxic Waste and Environmental Policy in the 21st Century United States ” D. RAHM (ed.) McFarland & Co. (2002年)
- “ Environmental Principles ; From Political Slogans to Legal Rules ” DE SADELEER Oxford Univ. Pr. (2002年)
- “ The EU, the WTO, and the NAFTA ; Towards a Common Law of International Trade. ” J.H.H.WEILLER The Collected Courses of the Academy of European Law; vo.IX/1 Oxford Univ. Pr. (2001年)
- “ Environmental Law ” P.WEINBERG Cases and Materials, 3rd ed. U. Pr. of America US (2001年)
- “ Tort Law in America ; An Intellectual History ” E. WHITE Expanded ed. (2002年)
- “ Le Protocole de Kyoto ; Mise en Oeuvre et Implications ” PETIT, Y .(dir,) 2001, Strasbourg. Collections de L Universite Robert Schuman P.U. de Strasbourg (2002年)